

# 法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出について

令和6年4月1日  
光市入札監理課

このことについて、次のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

## 1 対象工事

光市が発注するすべての建設工事を対象とします。

## 2 明示する法定福利費

- (1) 建設工事の直接的な作業に従事する現場労働者に係る社会保険料の事業主負担分
- (2) 対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険

## 3 請負代金内訳書の提出

- (1) 契約締結後、5日以内に発注者（工事担当課）に提出
- (2) 様式は任意（参考様式は山口県技術監理課ホームページに掲載）

## 4 適用基準日

令和6年4月1日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用します。

### 【留意事項】

- 入札時に提出した工事費内訳書を活用することも可能ですが、法定福利費が明示されている必要があります。その場合も再度、請負代金内訳書として提出してください。
- 法定福利費の割合が著しく低い場合は、記載の確認を行う場合があります。なお、光市が積算した法定福利費概算額については、契約締結後に公表する積算内訳書で確認可能です。
- 法定福利費の算出方法等、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出に関する詳細については山口県技術監理課のホームページに掲載されていますので、参照してください。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/seido/u-uchiwake.html>)